（電子メール施行）

ワ ク 推 第 １ ０ ０ 号
令 和 ４ 年 ９ 月 ８ 日

各郡市医師会長　殿

宮城県保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布等について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては，日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，標記の件について，別紙写しのとおり厚生労働省健康局長から通知がありましたので御承知願います。

健 発 0906 第 7 号
令 和 4 年 9 月 6 日

各 都道府県知事 / 市 町 村 長 / 特 別 区 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 296 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一　改正の概要

○　予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）附則第７項（※）を改正し、12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とする。

（※）予防接種法施行令附則第７項においては、現行規定上、以下の者を予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第９条の適用対象から除外することとしている。

・　12 歳未満の者
・　12 歳以上 60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に３回受けたもの

第二　施行期日

公布の日（令和４年９月６日）

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「次に掲げる者」を「六十歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたもの」に改め、同項各号を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

健 発 0906 第 8 号
令 和 4 年 9 月 6 日

各 都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 125 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一　改正の概要

○　第１期追加接種の実施方法として、以下の方法を追加する。

・　1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS―CoV―２）（令和４年１月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後５月以上の間隔をおいて１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法

第二　施行期日

公布の日（令和４年９月６日）

○厚生労働省令第百二十五号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二　（略）	**附　則** （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二　（略）

三　前条第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法 四　（略） ２　（略）	（新設） 三　（略） ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。